

第一分科会における論点整理
(原子力と立地地域との共生)
に関する各委員からのご意見

平成12年3月28日

石橋忠雄

「原子力と立地地域との共生について」
の論点整理案に関する意見

整理案のⅠの2(1ページ)で「現行の条例にもとづく住民投票制度には法的拘力はない」との意見は1つの意見ではありますが、法的な意見としてはもう少し踏み込んだ分析が必要だと思います。私のみるところ、この問題について、法的な見地からこれまでの議論は殆どなされておられません。

私は第1分科会でプレゼンテーションの際、出した論文(「もんじゅ事故と日本のプルトニウム政策」180ページから182ページ)において法的な問題点を検討しています。

まず第一に条例にもとづく住民投票が法的拘束力がないと断定することは間違いだと思います。条例制定権は地方自治体が憲法で与えられた権限であり、例えば課税権や警察権も制定できることになっております。

巻町の場合には条例において首長は住民投票の結果を尊重する責任があることになっておりますのでその意味では法的拘束力があることとなります。

もとより私とは見解を異にする立場もあるかと思いますが、少なくとも条例にもとづく法的拘束力はないと一概にいい切るのには正しくないと思います。

以上

第一分科会論点整理に対する意見

東京電力(株) 榎本 晃章

○「I.国、自治体、事業者の関係の在り方」については、下記のとおり構成とする方がわかりやすいのではないか。

I.共生に向けて国、自治体、事業者が果たすべき役割

1. 地域住民の安全確保
2. 原子力立地地域の評価向上～国民の理解促進～
3. 国家的意思決定と地域事情の調整～地方分権への対応～

○また、個別論点へのコメントは、下記のとおり。

1. 「I.国、自治体、事業者の関係の在り方」について

- (1) 「地方分権を推進すべきとの地方主義は～誤った考え方である。」(2の2番目)とは、一概に言い切れないと考える。地方が自ら決定すべき事項と、国全体で議論し、方針決定すべき事項とを仕訳し、適切に分権を進めるべきではないか。例えば、日本のエネルギー確保における選択肢と原子力の位置づけなどは国全体で議論し意思決定すべきものであり、分権や住民投票の対象とするには不適切であろう。
- (2) 「現行の条例に～影響力を持つ」(2の5番目)は、「現行の条例に基づく住民投票制度は法的拘束力がないものの、政治的影響力は大きい。従って、何を争点とすることが合理的かの検討が重要である」としてはどうか。
- (3) 国の役割として、次を追加。「国民全体が原子力の意義や安全性を正しく理解し、日本のエネルギー選択における位置づけを判断するために必要な公正かつ客観的な情報をわかりやすく提供するとともに、国としての包括的な考え方を明確に提示する。」

2. 「長期的な地域の発展に向けて」について

- (1) 「1. 自立的な地域発展の在り方」「2. 国、地方自治体と事業者の役割」のところは、あえて区別せず、以下のように整理してはどうか。
 - 立地段階以後の発電所のライフサイクルに応じて地域のニーズや産業構造が変化することや、発電所立地にともなう所得を地域の内部で循環し発展につなげるしくみが必要であることから、電源三法交付金制度を、自治体のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするとともに、「地域づくり」のソフト面に明確に重点を置いた形へと制度を改善していくことが必要である。
 - 電気事業者は、その経営資源・ノウハウを活用し、自立的発展をめざして地域の将来像を描くなどの試みにも、対等の立場で協力・参画すべき。
 - 原子力発電のもつ経済的効果を的確に評価し、関連産業を含めた事業者の安定的な

経営が損なわれることのないよう、自由化等に当たっては適切な配慮が必要である。
※いずれにせよ、4番目の3行目、「また、電力会社は協力をを行うものであり～次の発展を
目指していくべき」は削除されたい。

以上

平成12年3月28日

第一分科会における論点整理（案）に対する意見

関西電力株式会社
山崎 吉秀

I. 1. 国、自治体、事業者、住民が立地地域において果たす役割

- 原子力の安全確保については、第一義的には、事業者の自主保安、自己責任が基本としても、安全審査や定期検査などにおける国の安全規制の果たす役割も大きい。安全の確保は、国と事業者のそれぞれの努力が相俟って達成されていくものと考えられる。
- 更に、国が安全審査の結果や事業者の安全確保の状況を、国民の皆さまにわかりやすく伝達することも、原子力に対する信頼感や安心感を醸成するために重要と考える。
- ここでは安全確保についてしか触れられていないが、別項で指摘されているように、立地地域の振興についても、国、自治体、事業者が果たす役割がある。電気事業者は、地域の企業として、地元からの資材調達や雇用、地域の特性に応じた共生方策等により、自治体、国の地域振興計画に協力している。

I. 2. 地方分権、国全体としての課題と個別地域の事情との調和

- エネルギー安定供給確保、地球環境保全等の観点から、原子力の役割は、今後一層高まるものと考えられ、原子力を国として確保する意思を示していくことが重要である。
- エネルギー政策は、国レベルで意思決定を行うべき事項であり、広く国民の合意形成を図っていくことが重要である。

I. 3. 立地地域と消費地域の意識の格差の解消

- 電力生産地と消費地の相互理解の促進については、電気事業者としても、双方向コミュニケーションの促進に今後とも努めるが、国全体の課題であり、電気事業者が行える活動は限られていることから、国の一層の取り組みが必要と考える。

II. 1. 自立的な地域発展の在り方

- 地域振興についての国の種々の施策については、地域の自立的発展のため、地域ニーズに即した柔軟な対応が可能な制度とすることが重要と考える。
- 表面的にみれば、立地以前は雇用拡大、社会資本の整備等が、立地後には教育施設

や医療・福祉施設等の充実が期待され、あたかも立地前後で地域からの期待が変化したように見えるが、立地地域が地域の発展を願う点では何ら変化はない。

II. 2. 国、地方自治体と事業者の役割

- 地域に密着して事業を営む電気事業者が、地域の発展に寄せる思いは地域の皆さまと同じであり、民間企業として経済性等も考慮して自主的な判断で地域の発展に協力させて頂いている。今後とも、有する資源やノウハウの活用により、地域の発展に協力してまいりたい。
- 原子力の立地が地域社会に及ぼすプラス・マイナス両面について、新規に原子力発電所の立地を計画する地域や電力消費地を含む国民の皆さまに広く理解して頂くために、適切な情報を提供することは、国の役割として重要と考える。

その他

- I. 中の「1. 国、自治体、事業者、住民が立地地域において果たす役割」と、II. 中の「国、地方自治体と事業者の役割」は内容が重複しており、整理することが必要ではないか。
- 電源三法交付金に関する論点が、II. 中の「1. 自立的な地域発展の在り方」および「2. 国、地方自治体と事業者の役割」の両方に出てきており、整理が必要ではないか。